

第 1 回 米の農産物検査等検討会

平成14年米の表示・検査制度の見直しの方向
(米の表示等についての検討会とりまとめ)

平成 1 8 年 1 0 月 6 日
農林水産省総合食料局

米の表示・検査制度の見直しの方向 (米の表示等についての検討会とりまとめ)

平成14年10月 8 日

1 検討の経緯

本検討会は、生産調整に関する研究会中間とりまとめにおいて、米流通制度見直しの一環として、「消費者の信頼を回復するため、表示・検査制度の抜本的見直しが必要」との対応方向が示されたことを受け、消費者、生産者、販売業者及び学識経験者からなる検討の場として、その具体的な見直しの内容について、これまで6回に亘って検討を重ねてきた。

米の流通については、消費者の選択肢の確保、生産者の需要に見合った売れる米づくり促進の観点から、消費者、生産者、流通業者にとって透明性のある米の流通が大宗を占めることが求められている。

しかしながら、どのような米が流通しているのかを明らかにするための表示・検査制度についても消費者等の不信感がぬぐいきれていない状況にあることから、その信頼回復を図るため、「需要に応じた売れる米づくり」、「消費者の選択や知る権利との関係」、「生産・流通段階で真に担保できるか否か」の3つの視点に立って、表示・検査制度の現状について表示項目別に検証し、今後、消費者の信頼を確保していく上で見直しを行うべき方向として、次の通りとりまとめを行った。

2 制度見直しの方向

(1) 原産国及び原産国別の使用割合

原産国及び原産国別の使用割合については、現在同様、原料玄米の全てを義務表示とすることについて特段の問題提起は無く、引き続き義務表示としていくことが適当と考えられる。

(2) 産地・品種・産年の表示

ア 産地・品種・産年の表示の原則

(ア) 産地・品種・産年の表示については、現在、単一の産地・品種・産年の証明された原料米を用いる場合には、産地、品種、産年及び使用割合を表示すること（義務表示）とされており、その際、使用割合の表示は100%とすることとされている。

一方、その他の複数原料米等については、産地・品種・産年の表示は、表示するかしないか、一部のみ表示するのか、全部表示するのもも含めて任意であり、証明を受けた原料米（国産米の場合農産物検査を受けた原料米）を用いた場合にのみ表示ルールに従った表示が可能とされている。

このため、単一の産地・品種・産年の証明された原料米を用いる場合と複数原料米等では異なった取扱いをする必要があるか否かも含めて検討する必要がある。

(イ) 生産調整研究会では、産地・品種・産年の証明、特に使用割合100%の表示がどこまで担保できるのかという疑問を発端として、担保することが難しい産地

・品種・産年の表示から、今後は、むしろ産地・品種・産年に依存しない食味等の表示へ転換して行くべきではないか等の問題提起があった。

(ウ) しかしながら、本検討会においては、

- ① 現在の産地・品種・産年の証明が相当の合理的根拠を持って行われていること
 - ② 産地・品種・産年の表示は、従来に比べその重要性が低下しつつはあるものの、消費者にとっては、現在も商品選択上の重要な情報となっていること
 - ③ 生産者にとっても、産地・品種・産年の表示は、需要動向と価格の目安として需要に応じた生産を行っていくための重要な情報となっていること
- 等から、引き続き表示可能としておく必要があるとのコンセンサスが得られた。

(エ) これらを踏まえ、複数原料米等についての産地・品種・産年の表示の原則は、これまでどおり、証明を受けた原料米を用いる場合についてのみ表示することを可能とする任意表示とすることが適当と考えられる。

(オ) 一方、義務表示となっている単一の産地・品種・産年の証明された米を原料米とする場合にあっては、基本的には義務表示を維持しつつも、以下の理由により、産地・品種・産年を強調表示しないで販売する場合に限り、複数原料米等と同様の任意表示とすることが適当ではないかと考えられる。

- ① 表示規制の緩和は、多様な原料米を利用した商品開発の可能性の拡大、更には販売者間の競争の促進を通じて、消費者に食味、価格等の面でメリットをもたらす可能性があること
- ② 消費者へ提供される情報は多い方が望ましいという一般論はあるとしても、購入形態が多様化し、商品選択を銘柄に依存する割合が低下する中で、産地・品種・産年の表示義務の維持が、それを必要としない消費者にとって追加的なコスト負担を強いるものとなる可能性があること
- ③ 消費者に対して多様な商品選択の機会を提供するためには、創意工夫ある企業努力を助長するような仕組みとする必要があること

(カ) なお、「需要に応じた売れる米づくり」、「流通段階で真に担保できる商品づくり」推進の観点から採用される本件の任意表示化については、その実施後、これによる強調表示と一括表示の実施状況が消費者の利益に寄与しているか否かを「消費者の選択や知る権利との関係」から、既に任意表示となっている複数原料米等に係る表示も含めて検証する必要がある、との付帯意見があったことに留意する必要がある。

イ 単一の産地・品種・産年の証明された原料米を用いる場合

(ア) 生産調整研究会では、特に100%表示の信頼性について、これを厳密に確保することは困難との意見があったことから、本検討会では、生産、流通の各過程で不可避免的に意図せざる混入が生じる可能性、現在の農産物検査における品種判別手法の信頼性の限界、DNA鑑定技術の開発状況や費用等が検討され、最終的には一定の許容範囲は認めても良いとのコンセンサスを得た。

(イ) 但し、その具体化に当たっては、消費者に過剰なコスト負担を強いることなく、表示の信頼を維持していくために、不可避免的に生じる意図せざる混入が現実にとどの程度の水準にあるのかを更に検証の上、その結果に基づいて、例えば、一定の

許容範囲を設定・表示するなどにより、消費者に商品情報を的確に伝達しうる方法を検討する必要がある。

- (ウ) また、既述のとおり、現在の表示基準を基本としつつ、単一の産地・品種・産年の証明された米を原料米とする場合にあっても、産地・品種・産年を強調表示しないで販売する場合には、複数原料米等と同様の任意表示とすることが適当ではないかと考えられる。

ウ 複数原料米の産地・品種・産年及び使用割合

- (ア) 現在、単一の産地・品種・産年の証明された原料米を用いる場合以外の場合については、「複数原料米」、「一部未証明米」等と記載するとともに、原産国名と%表示による使用割合を記載すること（義務表示）となっている。

また、原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたものがある場合、原産国及び原産国別の使用割合の表示の次に括弧を付してその内訳（全部又は一部）を表示することが可能（任意表示）となっている。

- (イ) 本検討会では、使用割合表示の信頼性についてどのように確保できるのかとの疑問が呈せられるとともに、消費者に情報をより多く提供すべきとの立場から全ての原料米の内訳を表示させるべきとの意見、企業の創意工夫を促すためには原料米の内訳の表示は義務づけるべきでないとの異なった方向の意見があった。
- (ウ) 最終的には、表示義務の強化が、それを必要としない消費者にとって追加的なコスト負担を強いるものとなる可能性があることを踏まえ、基本的には現行の複数原料米表示の維持がコンセンサスとなった。また、使用割合の%表示については、産地・品種・産年が証明された単一原料米を用いる場合と同様に、不可避免的に生じる意図せざる混入の問題があるが、その対応策は、前述の通りである。

エ 産地・品種・産年の証明を受けていない米（未検査米）の取扱

- (ア) 現在、産地・品種・産年のいずれの証明もを受けていない米については、「未検査米〇〇%」と表示することが可能（任意表示）となっているが、実際に未検査米の使用割合表示が行われている例は僅かであると見られている。

むしろ、未検査米であるにもかかわらず産地、品種等を強調表示している例がかなり存在すると見られており、消費者への正確な情報提供のため、未検査米についての表示の適正化を厳格に推進すべきと考えられる。

- (イ) 本検討会では、産地や生産者等の特定が出来るか否かは、トレーサビリティの確保に資するという点で安全性の確保と関連するものであり、生産調整研究会から示された視点のうち「需要に応じた売れる米づくり」及び「消費者の選択や知る権利との関係」という観点からも有用であると考えられることから、証明されていない米に係る使用割合の表示も義務化すべきとの意見もあった。

一方、農産物検査を受けたか受けなかったかは精米の品質とは直接関係しておらず、そのような事項の表示を義務化すべきではないとの意見や未検査米であっても、DNA鑑定を行った米は、品種について信頼性があり強調表示を認めるべき等の意見があった。

- (ウ) これらの論点のうち、未検査米使用割合の表示義務化については、直接に品質や安全性を示すものではないことから、その使用割合を義務表示とすることは行

き過ぎと考えられるものの、安全性の確保や表示の適正化に活用できるトレーサビリティの確保に資する観点から、農産物検査の受検の促進を図る一環として、

① 未検査米を原料玄米として使用していないものについては、「全量検査米使用」等の表示を認める。

② 新たな精米規格の制定を検討する場合には、農産物検査を受けた原料玄米を用いることを条件とする。等の措置を検討すべきと考えられる。

(エ) また、未検査米を原料玄米として使用している米の表示については、生産者等への一括表示欄の表示義務の周知徹底を図る等その適正化への取組を強化する一方、証明できることは強調表示可能との原則に立って、DNA鑑定を受け証明された未検査米についても、その鑑定方法等が統一的に定められることを前提として品種表示可能とすること等を検討すべきと考えられる。但し、一括表示欄では、トレーサビリティの判別の観点から、産地が証明されていない限り未検査米扱いとすべきと考えられる。

(3) 精米年月日の表示

ア 現状と検討の背景

精米年月日については、本検討会の発足時において、既に、「食品の表示制度に関する懇談会」が開催されており、賞味期限等のあり方を含めて食品表示制度の一元的な検討が開始されていたことから、これに併せて検討を行うこととして検討課題に加えられたものである。

現在、精米年月日の表示については、原料玄米を精白した日を表示すること（義務表示）とされており、複数原料米の場合、最も古い精米年月日を表示することとされているが、近年、精米の品質向上を目的として、精白後の多段階の選別機の導入等が図られた結果、精白後の調製工程が延長し、精白日と袋詰日が必ずしも同一日に行われなかった場合が生じている。

このため、精米日の管理の難しさが不正表示を誘発する要因ともなっていること、米の商品特性からして、数日の差では品質への影響は極僅かと考えられることから、一連の精米・調製工程を終了した日である袋詰日を製造年月日（又は精米年月日）として表示しても消費者の利益を損なうこととはならないのではないかという問題提起があった。

一方、消費者に有用な情報を提供するという立場からは、基本的に精米年月日は米の賞味期限を知ることが目的であることから、賞味期限そのものに改めるか、又は、少なくとも現状の精米年月日の表示が適当との意見があった。

本検討会では、これらの問題提起等を踏まえ、

① 精白及びその後の調製工程を終了した日である袋詰日を製造年月日（又は精米年月日）として記載する

② 賞味期限と製造年月日（又は精米年月日）を併記する

③ 現行通り、精白日のうち最も古い日を精米年月日として記載する

の3つの方法について、比較検討を行った。（別紙1を参照。）

なお、当初、検討課題に含まれていた返品米の取扱いについては、本来、商慣行の適正化の中で解決すべき問題として、表示の検討課題としては取り扱わないこととした。

イ 対応方向

検討の結果、

- ① 消費者の立場からは、精米年月日よりもおいしく食べられる期間の情報が有用であること
- ② 精米の品質は、夏期でも1ヶ月程度は保持されること
- ③ 厳密な精米日管理に係るコスト増は、結果的に消費者の負担となること
- ④ 精白日と袋詰日の差は数日に過ぎず、品質面の影響は極僅かであるにも拘わらず、実行が難しい厳密な精白日管理をベースとした規則の維持は、徒に不適正表示を誘発する可能性があること

等が認識され、これを踏まえて、検討会の大勢は、精白後の調製工程を終了した袋詰日を製造年月日又は精米年月日とすることで良いのではないかとの方向となった。

しかしながら、その前提としては、検討過程で示されたような袋詰日を表示することとした場合の消費者に与える不利益を最小化する必要がある。

このため、例えば、

- ① 加工食品の表示基準との不整合を回避し、消費者の混乱を防ぐため、「製造年月日」ではなく「精米年月日」の定義を現在の「原料玄米を精白した年月日」から「原料玄米を精白、調製した年月日」に改めること等により他の品目の表示基準に悪影響を与えない形での実質的な変更とする
- ② 精白日と精米年月日（袋詰日）の乖離を最小限に留めるため、その乖離日数について上限値を定める
- ③ 賞味期限に関する消費者ニーズに対応して、科学的検証を経た望ましい賞味期間や保存方法等（「冷暗所に保存し、1ヶ月以内を目安にお召し上がり下さい」等）の情報提供を併せて行うよう努める

等の手法を検討することが適当ではないかと考えられる。

なお、精米に係る社会的コストを最小化する観点からは、精米の品質劣化に関する正確な情報を消費者や量販店に提供することにより、消費者や量販店等の過剰な精米年月日への要求を緩和することが重要と考えられる。

(4) 強調（メリット）表示

ア 強調表示の一般原則

強調表示については、一括表示欄と矛盾する表示の禁止、未検査米や原則として使用割合が50%未満の使用原料米についての産地・品種・産年の表示禁止、一定の条件を満たした場合以外の「新米」の表示禁止等が規定されているほかは、特段の規定はなく、食味、安全性、低品質米との区別、無洗米等今回個別に検討された項目も含めて、その表示に根拠があれば自由に表示することが出来ることとされている。

本検討会では、強調表示一般については、使用割合の確認手法と既述の通り未検査米に関するDNA鑑定を受けた場合の取扱いに関する意見があったほかは特段の議論はなかったことから、基本的に現行の通りとするが、新たに一定の手法によるDNA鑑定を受けて証明された未検査米に限り品種に係る強調表示を認めるとい

例外を設ける方向で検討することが適当と考えられる。

イ 食味の表示

(ア) 生産調整研究会においては、証明の方法に疑問の呈された産地・品種・産年へ依存した表示からの脱却という問題意識もあって、消費者の選択に資するために、食味表示の客観的基準の確立に向けた検討を進める必要があるとされた。

本検討会においても、食味の銘柄間格差は縮小していること等から、産地・品種・産年に偏重した表示実態に疑問が呈せられたものの、現在の食味計に対する信頼感は消費者においても流通業者においても未だ十分ではなく、そもそも食味を数値化することの妥当性についてもコンセンサスが得られていない状況にある。

また、実際に食味関連の表示を行っている企業は少数にとどまっており、食味に関する研究や個別企業における分析機器の開発は続いているものの、表示方式等に関する自主的な統一の動きには至っていない状況にある。

(イ) これらを踏まえれば、まずは、民間事業者が、「消費者が求めているものは銘柄そのものとは限らず、銘柄を求めている場合もその銘柄によって代表されている食味を求めている場合が多いこと」についての理解と自覚を促すような消費者自身への普及・啓発から始める必要があると考えられる。

このため、現在は、食味情報の提供のあり方について統一的なルールを定める状況にはないと考えられ、引き続き、食味に関する知識の集積と普及を行い、将来的な表示のあり方の検討を継続することが適当と考えられる。

その際、食味計による総合評価の基準を統一する努力よりは、成分分析や物理的特性の分析等により検証可能な各要素の客観的表示の可能性追求等を念頭に検討を深めることが有用ではないかと考えられる。

ウ 安全性の表示

(ア) 生産調整研究会においては、安全・安心の確保のため、トレーサビリティの確立や信頼できるチェック体制について検討する必要があるとされた。

本検討会は、14年7月に「米の安全性確保に関する懇談会」が米の安全性の確保・確認システムについて提言したリスクコミュニケーションの強化とトレーサビリティ・システムの構築が安全の確保と安心の提供に効果的と考える。

(イ) 一方、表示との関係では、原則として、安全は表示以前の問題であり、農薬の適正使用の確保や農用地の土壌汚染の防止等を通じて生産者等が当然に確保すべきものとの認識が示され、このためには、残留農薬等の監視の強化、使用禁止農薬の流通経路遮断等が必要との意見が大勢であった。また、有機JAS等の認証機関への指導徹底を求める意見も表明された。

(ウ) これらを踏まえれば、国における米の残留農薬やカドミウムに関するモニタリングの強化と併せ、「米の安全性確保に関する懇談会」で示されたトレーサビリティ・システムの構築に資するよう、生産情報のベースとなる農産物検査の信頼性確保を図りつつ受検の促進や出荷ロット及び精米ロットの表示を促進するような取組が重要であると考えられる。

エ 低品質米を判別可能とする表示

(ア) 現状と検討の背景

低品質米（食糧法により登録販売業者による一般消費者への販売が原則として禁止されている品位基準未満の精米を想定）と普通の精米を判別可能とするための表示については、一定の基準を満たす精米について追加的名称表示（原案では「粒ぞろい」）を認める方法が提案され、所要の手続きが進められていたが、パブリックコメントの結果等を踏まえて、14年3月のJAS調査会では諮問案が修正されて改正が見送られた経緯がある。同調査会では、その判別の必要性については理解が得られたものの、具体的な表示手法については更に検討を要するとされたところであり、米に関する表示を検討するに当たっては、検討課題として残されている。

このため、本検討会では、改めてその表示のあり方について検討を行った。

具体的には、①一定の基準を満たす精米について追加的名称表示を認める方法のほか、②精米の定義を変更して低品質米に精米の表示を認めない（別の名称を表示させる）方法、③一定の基準を満たす精米についてJASマークの表示を認める方法、の3つの方法について比較検討を行った。（別紙2を参照。）

(イ) 対応方向

検討の結果、適切な条件設定により、

- ① JASマーク等の分かりやすい表示により消費者にとって低品質米との判別が容易となること
- ② 安全・安心の確保や表示の信頼性確保にも活用しうる農産物検査を受けた原料玄米の利用推進を通じて、消費者の利益にも資する可能性があること
- ③ 消費者が自分の目で品位を確認しうるような包装も採用可能と考えられること

等から、例えば、これら条件を体現するJAS規格も視野に入れた新たな精米規格の制定の方向で検討を進めるべきとの結論となった。

その際、現行の農産物検査の精米規格が活用されていない理由の検証や精米に関する消費者ニーズを反映したJAS規格制定の可能性について検討する必要がある。

オ 無洗米の表示

(ア) 本検討会においては、無洗米に対する需要が増加しており、また、無洗米の規格が複数で一般の消費者にとって分かりにくいものとなっているとの現状を踏まえ、無洗米の定義が必要な時期になったとの認識が示された。

(イ) このため、独自に規格や基準を制定している2つの民間団体からヒアリングを行い、各々の無洗米規格の考え方の違いを確認するとともに、共通する或いは消費者にとって少なくとも必要となる事項等について検討した結果、

- ① 無洗米の一番のメリットは洗わないで済むという便利さにあること
- ② 栄養、環境、食味等メリット表示の面で科学的に検証できないことは表示すべきではない（従って、定義からも除外されるべき）こと
- ③ 消費者には消費期限や衛生面での不安があり、一定の品質保持条件は必要であること

については、コンセンサスが得られた。

(ウ) これらを踏まえれば、

- ① 一定の条件で計測した洗米水の濁度等により、洗米後の一般精米と遜色のない品質を示すこと
- ② 栄養、環境、食味、製法等無洗米の品質とは直接関係しないと考えられる事項については定義から除外されるべきこと
- ③ 品質基準及び品質保持条件について、一般精米と遜色のないものであることを基本的視点として無洗米の定義及び規格を検討することが適当と考えられる。

(5) 一括表示欄の表示位置

現在の品質表示基準に基づく一括表示については、容器・包装の「見やすい箇所」に表示することとされているが、一般には、小売店頭で積み上げられた場合に下側に来る面に表示されていることが多く、また、10kgの包装では、簡単に裏返すことができない場合もあることから、これが消費者の利益を損なっているとの指摘がある。

一方、現状でも包装を裏返せば確認しうるものであり、他の商品の品質表示基準との関係から、一括表示欄の表示位置まで規定するのは過度の規制となるのではないかと指摘もあった。

このため、一括表示欄を小売店頭でも容易に確認できるよう、容器又は包装の最も大きな文字で表示されている表示事項のある面と同一の面に記載することについては、他の商品の場合や販売の実態を踏まえ更に検討する必要がある。

(6) 信頼確保のためのチェック体制

ア 農産物検査については、生産調整研究会において、「消費者のニーズに即しておらず、検査員の経験不足等により産地品種を誤認する可能性もある」とされ、「表示に対する消費者の信頼を回復できるよう見直す必要がある」とされたところである。

イ 本検討会においては、生産調整研究会の問題提起を踏まえ、農産物検査の消費者ニーズへの対応のあり方について検討を行ったところ、

- ① 食品の安全への関心の高まりに伴い、消費者の安全性の検査に対するニーズも高まっているが、農産物検査に安全性検査を導入することについては、そもそも法律の目的と異なることに加えて、費用対効果の点でも過剰な負担となること
- ② 直接に安全性が確認できるのであれば、検査の義務化も検討すべきであるが、農産物検査によって可能となるものは、生産者等の特定等トレーサビリティの確保を通じた安心の提供までであること

から、農産物検査の義務化ではなく、検査手法の信頼性向上を図りつつ、その活用により消費者ニーズに応えるための受検の促進を図ることが適当とのコンセンサスに達した。

ウ 農産物検査における産地・品種・産年の検査方法等その信頼性については、

- ① 産地については、消費者も生産者も産地証明の廃止を許容し得ない中で、産地でのみ証明する仕組み（産地主義）となっているほか、生産者の申告と検査量の整合性も確認しているなど、最大限の努力をしており、これに代わる手法が無い

こと

- ② 品種については、DNA鑑定を利用することが有効な手段ではあるが、全ての検査に適用することはコスト的にも時間的にも現実的でない中で、100%の保証を与えることは困難としても、事実上問題のないレベルでの品種判定の精度は確保されていると考えられること
- ③ 産年については、古米の産年の確認については、特定が難しいものの、新米と古米の判別は視覚でも比較的容易であり、更に、必要に応じて新鮮度判定の理化学分析が行われていること

等が明らかとなり、現時点でこれらを抜本的に見直す必要はないものと考えられる。

エ しかしながら、消費者、実需者等のニーズに的確に応えるとともに、農産物検査の民営化も踏まえ、農産物検査のより一層の信頼性の向上を図るため、以下のような改善を図る必要があると考えられる。

- ① 的確かつ公正な農産物検査を実施するため、登録検査機関に対する適時適切な指導監督の強化と農産物検査員の技能の維持・向上を図るための研修等の強化及び定期的な技能確認の実施
- ② 産地証明について、事前の書類審査の円滑化を図るため、登録検査機関相互の情報交換手段として、今後、構築されるであろうトレーサビリティ・システムの活用
- ③ 品種証明については、不正表示を防止する観点から、現在小売段階を中心に行われているDNA鑑定によるモニタリング調査の原料玄米段階への適用の拡大
- ④ 産年証明については、新米以外の産年判定が難しいことを考慮し、産年証明期間を収穫された産年の米穀年度末（翌年10月末）程度までに限定
- ⑤ 農産物検査規格の包装規格については、証明が行われた原料玄米袋の不正利用を防止するために包装規格の見直し

オ 更に、米に対する消費者、生産者のニーズに的確に対応するため、

- ① 安全・安心の確保と表示の適正化に資するトレーサビリティ・システムの基本的生産情報としての農産物検査情報の利用
 - ② 受検環境改善のための検査場所設定の弾力化
 - ③ 原料玄米として検査米のみを用いた場合のメリット表示の推進
 - ④ 新たな精米規格を設定する場合の検査米利用の条件化
- 等農産物検査の活用機会の拡大を検討する必要がある。

精米年月日表示に係る比較検討の概要

検討案	メリット	デメリット
製造年月日への変更（又は精米年月日の定義変更） （袋詰日を表示）	<ul style="list-style-type: none"> ① 精白日の分散が容易になるとともに、特にブレンド米における精米年月日管理の手間が大幅に減少することから、コストダウンに資する。 ② 製造年月日と袋詰年月日が一致していることから、管理上の手違いも起こりにくく、確認も容易である。 ③ 精米業者の認識としては、精白のみでは半製品であり、調製、袋詰工程等を経て製品となった時点として自信を持って表示できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「製造年月日」では、製造年月日表示が認められていない加工食品の表示基準との関係で整合性がとれなくなる。（但し、米は生鮮食品との扱いとなっている。） ② 同じ製造年月日でも、精白された日が異なる場合、品質劣化の程度に差があるものが混在することとなり、食味の維持される期間が見極め難い。 ③ 現状では精米日と製造日（袋詰日）の乖離はせいぜい数日としても、将来的にもその差が数日のまま維持されるという保証はなく、むしろ製造日と精米日の乖離が拡大する可能性が大きい。
賞味期限と製造年月日（又は精米年月日）の併記	<ul style="list-style-type: none"> ① 賞味期限は、消費者の最大関心事に直接応える表現であり、精米の保存期間について十分な知識のない消費者にとっても有用な情報となる。 ② 精米年月日等との併記により、消費者の求める精米日の情報も提供可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 品質低下の速度は、家庭における保存状態によっても大きく異なることから、精米業者が正確な賞味期限を設定することは困難である。 ② 玄米と精米では品質劣化の速度に差があることから、賞味期限は当然精白日から起算されるため、精米年月日管理が必要であり、精米年月日表示と比べて日付管理上は合理化にならない。 ③ 賞味期間は、季節により異なる（夏期1ヶ月程度、冬期1.5ヶ月程度）ため、複雑な日付管理作業が必要となる。 ④ 賞味期限のみの表示であれば実質的な販売期間の延長とそれによるコストダウンの可能性のあるものの、精米年月日や製造年月日との併記では、追加的コスト負担が発生する。 ⑤ 賞味期限を表示した場合、賞味期間近での返品圧力の増大が懸念されるほか、賞味期限切れ精米は破棄されることになる。
現行通り精米年月日を記載	<ul style="list-style-type: none"> ① 品質劣化の程度に差があるものが混在する可能性が小さい。 ② 精米後間もない米を食べたいという消費者ニーズを考慮した事業者が、精米日をできるだけ出荷日へと近づけようと努力することが期待される。 ③ 製造年月日表示に比べ、食味の維持される期間がよりわかり易い。 ④ 賞味期限表示に比べれば日付管理や確認の手間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 量販店等から精米日をできるだけ出荷日と近づけるようにとの強い要請を受けて、精米日の集中が起こりやすく、施設の有効利用や人員の有効活用が困難となり、ブレンド米における精米年月日管理の手間も増えることから、コストが増加する。 ② 製品の品質、安全性の確保に万全を期す観点からは、精白後、多段階の選別等の調製工程が必要であり、精米年月日を重視すれば、その消費者ニーズに十分応えられないという二律背反が生じる。 ③ 賞味期限との併記と比べれば、精米の賞味期間についての情報が少ない。

低品質米との判別に係る比較検討の概要

検討案		メリット	デメリット
精米の定義変更	「精米」の定義を改め、一定の規格水準*に満たない精米について「精米」の表示を禁止し、他の名称（例えば「その他の米」、「低品質精米」等）を表示させる手法	<p>① 一般消費者に販売される全ての精米が品質表示基準の対象（義務表示）となることから、制度上は、漏れなく低品質米を判別できる。</p> <p>② 低品質米以外の一般の精米の表示について変更を伴わないことから、適用対象となる販売業者等にとっての負担が少ない。</p>	<p>① 品質表示基準の中に品位など一定の水準を定めることは制度上難しい。</p> <p>② 「低品質精米」等と表示してあれば、一般消費者への販売は事実上困難となることから、不適正表示を誘発する可能性が極めて高い。</p> <p>③ 義務的に適用されることから、これまで精米として販売可能であったものが精米として販売できなくなり、実質的な規制強化との批判を受ける可能性がある。</p>
追加的名称表示	精米のうち、一定の規格水準を超える精米について、「精米」に付加して、一定水準を満たしている旨が分かる表示（昨年改正提案では「粒ぞろい」。以下「追加的区別表示」という。）を表示可能とする手法	<p>① 基準に合致する精米においては実際に表示される可能性が高く、実質的には、「精米の定義変更案」以上に低品質米との判別に資する可能性が高い。</p> <p>② 販売業者にとっては、付加価値獲得のチャンスとなり、メリット表示の可能性が増える。</p> <p>③ 任意規定であることから、実質的な規制強化との批判を受ける可能性が少ない。</p>	<p>① 昨年提案し更に検討すべきとされた「粒ぞろい」に代わる追加的区別表示の適切な具体案が見あたらない。</p> <p>② 低品質米以外の一般の精米の表示を変更する必要が生じることから、一般の販売業者等に負担が発生する。</p> <p>③ 品質表示基準の中に品位など一定の水準を定めることは制度上難しい。</p> <p>④ 表示は、販売業者の自己認証であり、JAS規格のような特段の手続きもないまま、自由に格付け同様の効果を持つ表示を認めることについて消費者の利益となるか疑問が残る。</p>
JAS規格制定	JAS規格を制定し、その規格条件**に合致しているものについて「精米JASマーク」を表示可能とすることにより、一定の品質を備えた精米の判別を容易にし、結果として低品質米との判別も可能とする手法	<p>① 消費者にとってJASマークという分かりやすい表示が可能となり、選択基準の増加となる。</p> <p>② 基準に合致する精米においては実際に表示される可能性が高く、実質的には、「精米の定義変更案」以上に低品質米との判別に資する可能性が高い。</p> <p>③ 特に、ブレンド米についてもJASマークの表示により一定水準の品質確保をアピールできることから、ブレンド米の振興にも積極的な寄与が期待される。</p> <p>④ 販売業者にとっては、付加価値獲得のチャンスとなり、メリット表示の可能性が増える。</p> <p>⑤ 消費者や精米業者の意見を踏まえて、例えば「包装・容器に内容物確認用の透明部分を設ける」等の条件を定める可能性も生じる。</p> <p>⑥ 「追加的区別表示案」に比べ、信頼性が高い。</p> <p>⑦ 任意規定であることから実質的な規制強化との批判を受ける可能性が少ない。</p>	<p>① 低品質米以外の一般の精米の表示を変更する必要が生じることから、これを採用する販売業者等の負担が発生する。</p> <p>② 新規にJAS規格を制定する場合には、以下の各点についても考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、実需者、生産者等から強い要望があることや、小売販売額が100億円以上等の基準を充足する必要があること ・JAS法の規定により、5年ごとに規格を見直すこととされており、格付け率が低いなど一定の事由に該当するときは、規格の廃止を含めた見直しの対象となること ・精米について、農産物検査規格とJAS規格という目的は異なるとしても2つの規格が存在することとなれば、混乱を招く可能性があるため、JAS規格を制定する場合には、精米に係る農産物検査規格を廃止する必要があること（廃止は可能）

* 例えば、現在の食糧法に基づく登録販売業者が精米を販売する際に遵守すべき水準として食糧庁長官が定める品位基準（農産物検査法の完全精米2等相当）

** 例えば、検査米使用等の原料米条件、農産物検査法に基づく規格規定の完全精米2等相当水準等の品位条件及び一部透明袋利用等の包装規格条件を充足

「米の表示等についての検討会」開催状況

- 第1回（7月29日(月)） 16:00～18:00 共用会議室G（郵政事業庁2階）
現状の説明、「米の安全性確保に関する懇談会」中間とりまとめの報告、生産調整に関する検討会での議論を踏まえた仮論点の整理
- 第2回（8月6日(火)） 14:00～16:00 第2特別会議室（本館4階）
議論（現行の表示等優先して検討すべき事項）
- 第3回（8月27日(火)） 10:00～12:00 共用会議室G（郵政事業庁2階）
議論（追加的に検討すべき事項）
「食品の表示制度に関する懇談会」中間とりまとめの報告
- 第4回（9月10日(火)） 10:00～12:00 第2特別会議室（本館4階）
関係者ヒアリング
議論
- 第5回（9月24日(火)） 13:00～15:00 共用会議室G（郵政事業庁2階）
論点の集約と対応方向の検討
- 第6回（10月8日(火)） 14:00～16:00 共用会議室G（郵政事業庁2階）
とりまとめ

「米の表示等についての検討会」委員名簿

いとう もとひさ 伊藤 元久	(財)日本穀物検定協会常務理事
おおいずみ かずぬき ◎ 大泉 一貫	宮城大学大学院事業構想学研究科教授
かい れいこ ○ 甲斐 麗子	主婦連合会副会長
けじま いさむ 毛島 勇	日本米穀小売商業組合連合会副理事長
すずき かつみ 鈴木 克己	東京都生活文化局消費生活部生活安全課長
そおとめ まさみ 五月女 昌巳	栃木県農業士（稲作経営者会議理事）
たん けいじ 丹 敬二	日本生活協同組合連合会開発企画部
ないとう ひでよ 内藤 英代	消費科学連合会企画委員
ふくい ともあき 福井 智昭	(株)イトーヨーカ堂食品事業部加工食品担当バイヤー
ふるはし まさひろ 古橋 政弘	全国米穀販売事業協同組合常務理事
もりかわ よしお 森川 喜郎	全国農業協同組合連合会米穀販売部長

計 11 名 （五十音順 敬称略）

◎座長 ○座長代理